

議案第56号

静岡市大規模小売店舗立地審議会条例の制定について

静岡市大規模小売店舗立地審議会条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市大規模小売店舗立地審議会条例

(設置)

第1条 静岡市は、大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関する事項について専門的見地から調査審議するため、静岡市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定による市の意見に関すること。
- (2) 法第9条第1項の規定による勧告に関すること。
- (3) 法第9条第7項の規定による公表に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員は、大規模小売店舗の立地に関係する分野の専門的知見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。